

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第39回 租税法研究会



～貸付金債権の相続財産該当性・子会社に対する無利息貸付け～

今回はとても有名な事件を取り上げます。子会社に対する無利息貸付けが法人税法上の益金に算入されるべきか否かが争点となった「清水惣事件」です。本事案は法人税法上の「益金」を理解するのに避けては通れません。法人税法 22 条 2 項は租税回避否認規定であるとする通説をしっかりと理解しましょう。

他人(A)が、死亡した者の了解を得ずに死亡した者の所有に係る金員を自己名義等の預金口座等に移動させて不正に使用していたとしましょう。この場合、相続の開始時点において、その死亡した者が A に対して、これと同額の不当利得返還請求債権及び当該請求債権に係る遅延損害金請求債権を有していたとして、死亡した者の相続財産に含まれるのでしょうか。相続税事案における事実認定を学習しましょう。

◆日時：2015年1月24日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：ハロー貸会議室 Shibuya(渋谷)

(渋谷区渋谷3-28-8 第三久我屋ビル4階/JR埼京線渋谷駅新南口 徒歩1分、JR渋谷駅ハチ公口 徒歩8分)

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

研究員(会員事務所)募集
(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

【内容】

- 医療法人の理事長に対する貸付金債権等が相続財産に含まれるか否かが争われた事例—東京地裁平成 23 年 5 月 17 日判決—
 - 親会社の子会社に対する無利息貸付けに係る利息相当額が寄附金に当たるか否かが争われた事例(清水惣事件)—大阪高裁昭和 53 年 3 月 30 日判決—
- その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処すべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円)

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年 8 回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年 3 回開催)
- ★毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)
- ★租税法研究会欠席時の DVD 無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

- ★租税法研究会・学習用講義を DVD 又は YouTube で受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。
- (DVD 会員：初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円、YouTube 会員：初回登録料 1 万円、月会費 1 万円)

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HP をご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B 号

【次回のご案内】

ファルクラム 第 40 回 租税法研究会

◆日時：4/11(土) 13:30～16:00

◆会場：都内会場を予定

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名	事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみ記載で結構です。	
TEL	FAX	
E-mail	お試し参加希望 <input type="checkbox"/> (チェック)	
参加者名		

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail：jimu@ful-crum.info) 042-806-9843 (9～17 時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:042-806-9844(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>